

令和3年第2回北海道議会定例会〔予算特別委員会・建設部所管〕開催状況

開催年月日 令和3年6月25日(金)  
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員  
 担当部課 建設部土木局河川砂防課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 幾春別川総合開発事業等について</b>  <b>(一) 当初計画及び変更案について</b>                      新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダム計画は、これまで変更を繰り返してきましたけれど、当初計画と今回の変更案を併せてお示してください。                      また、変更となった理由についても明らかにしてください。</p> <p><b>(二) 知事意見について</b>                      今回を含めると4回の計画変更で、総事業費は700億円から1,667億円と約2.4倍ということになります。                      これまでの知事意見は、どういうものでしたか。都度変更された点について明らかにしてください。                      今回の知事意見案の変更点もお示してください。</p> <p><b>(三) 適切な事業の監理について</b>                      これまで、事業費のことも問題にしてきましたけれども、新たに問題とした「適切な事業の監理」とは、どういうことか。                      これを加えた理由も明らかにしてください。</p>	<p><b>○ 河川砂防課長 高橋 浩揮</b>                      国直轄ダムの基本計画についてでございますが、当初計画では、工期が昭和60年度から平成16年度、総事業費が約700億円であり、今回の変更案では、工期が昭和60年度から令和12年度、総事業費が約1,667億円となっております。                      また、変更理由につきましては、北海道胆振東部地震等の自然災害による対策工の追加、現場条件の変更、物価上昇等の経済・社会状況の変化によるものと聞いております。</p> <p><b>○ 河川砂防課長 高橋 浩揮</b>                      これまでの知事意見についてでございますが、第1回変更時には、「基本計画の変更について、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況等を十分に踏まえ、次の意見を付して同意する。」「1 今後総事業費の増額を行わないこと。」「2 徹底したコスト縮減を行い総事業費の圧縮を図ること。」「3 ダムの早期完成に努めること。」「なお、今後の事業の執行に当たっては、十分な情報提供を行うこと。」と回答したところでございます。                      第2回変更時には、前回意見のなお書きの部分について、「なお、今後の事業の執行に当たっては、環境の保全について十分配慮するとともに、総事業費の圧縮のために講じた措置など事業の執行状況について十分な情報提供を行うこと。」としたところでございます。                      第3回変更時は、「1 今後、総事業費の増額を行わないこと」を、「1 今後、総事業費の増額を一切行わないこと」と「一切」を追加したところでございます。                      今回の知事意見案では、前回の意見の2項目以降を、「2 徹底したコストの縮減と適切な事業の監理により、総事業費を減額すること。」「3 ダムの早期完成により事業効果を速やかに発現させること。」「4 総事業費の減額のために講じる措置や自然災害等による影響について適時適切に情報提供を行うなど、事業の執行状況の透明化を図ること。」「なお、今後の事業執行に当たっては、環境の保全について十分配慮すること。」としたところでございます。</p> <p><b>○ 河川砂防課長 高橋 浩揮</b>                      「適切な事業の監理」についてでございますが、事業の監理は、計画・設計・施工などの段階で的確な現場状況の把握や適正な工程管理、厳格な予算管理などを行うことでありまして、国に対して、あらゆる場面で、より高いコスト意識を持って事業を執行していただくため、意見案に追記したものでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(四) 開発局の提案内容の変更について</b>  コスト意識を、より高くしていただく必要があったということですね。この点については、私も同じように考えます。  前回変更時から、今回の変更の提案に至る間、開発局と道との間で会議が何回行われましたか。  その中で、道からの提案によって、開発局が提案内容を変更したのがありますか。あるとするなら、どういうものが変更されたのか、この場でお示しください。</p> <p><b>(五) コスト縮減について</b>  残土の流用ということは結構でありますけれども、コスト問題を正面から提起して、十分議論を尽くすことが重要だと考えます。  道は、第1回変更の知事意見から一貫して「徹底したコスト縮減」「総事業費の圧縮」を求めてきたはずですが。  開発局から定期的に事業の進捗について道は報告を受けてきたものと承知しておりますけれども、コスト縮減に関する説明は何回受け、どう説明されてきたのか。  その説明を受けて道として、コスト縮減をどう要求したのか、伺います。</p> <p><b>(六) 前回の知事意見について</b>  2014年の知事意見は「今後総事業費の増額を行わないこと」でしたが、前回2018年は「今後総事業費の増額は一切行わないこと」と、事業費について強調されたものと考えていましたけれども、強調しても結果的に意味をなさなかった、ということですか。</p> <p><b>(七) 特定多目的ダム法について</b>  特定多目的ダム法第4条第4項は、基本計画の変更について、「関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とされており、議会の議決を経た知事意見を軽んじるということは法の精神に反することになるのではないですか。問題意識を伺います。</p> <p><b>(八) 今後の見通しについて</b>  これまで3回の変更の際に際して、事業費の増額を行わないことなどの意見を述べても、増額が行われてきました。  その国が、知事意見について、意見を、今重いものと受けとめているとおっしゃいましたけれども、いくらコストについて事業費について述べても、結局それは増額に結びついてきた、私はその国に対して意見を重いものと受け止めているというのは、国をかばっているのか、国の言いなりになっているのか、道の意見は、採用されなくて構わないと思っているのか、そのようなこととしか思えません。  今回意見を述べても、また同じことが繰り返されるんじゃないですか。また同じことにならないという保証はあるのですか。見解を伺います。</p> <p>何度も増額されてもやむを得ないと言いつけるのであれば、何の歯止めにもならないんじゃないかと思いたいで、この点、知事意見についてですから、知事に直接伺いたいと思いたいますので、委員長取り計らいをお願いいたします。</p>	<p><b>○ 河川砂防課長 高橋 浩揮</b>  計画変更の内容についてでございますが、前回、平成30年12月の計画変更以降、国と道により幾春別川総合開発事業における変更内容を確認・共有するため、これまでに連絡調整会議等を37回開催したところでございます。  この会議におきまして、道から道工事の残土を国の工事へ流用することを提案し、その結果、国では、地すべり対策の押さえ盛り土に活用することになったところでございます。</p> <p><b>○ 河川砂防課長 高橋 浩揮</b>  コスト縮減についてでございますが、道は、連絡調整会議等で、コスト縮減に関する説明を22回受けてきたところでございます。  そのなかで、これまでのコスト縮減や今後、適用できる可能性があるコスト縮減策について説明を受けてきたところでございまして、道としましては、さらなるコスト縮減に努めるよう国に求めてきたところでございます。</p> <p><b>○ 土木局長 折谷 徳弘</b>  前回の知事意見についてでございますが、国では、前回の計画変更に当たっての知事意見を真摯に受け止め、コスト縮減を行いつつ事業費の抑制などに努めてきたと承知してございます。  しかしながら、今回の変更は自然災害への対応や現場条件の変更など、現計画の見通しと異なる状況が発生したことにより、結果的に知事意見に沿うことができなかった旨、説明を受けているところでございます。</p> <p><b>○ 土木局長 折谷 徳弘</b>  基本計画変更への意見についてでございますが、国では、高いコスト意識を強く求めた前回の知事意見を大変重いものと考え、施工方法を見直し、事業費の抑制等に努めるなど、真摯に受け止めてきたものと承知しております。</p> <p><b>○ 建設部長 北谷 啓幸</b>  今後の対応についてでございますが、道では、増額と工期延伸を行うという今回の変更が4度目であるということを重く受け止めまして、国に対して詳細な聞き取りを行うなどして、変更内容について精査を行ってきた結果、事業費や工期の算定について、合理性が認められますことからやむを得ないものと考えているところでございます。  今後、徹底したコスト縮減により総事業費を減額することに加え、事業効果を速やかに発現させることや執行状況の透明化を図ることなどの意見を付して同意しようとするものであり、事業の実施に当たっては、この意見に沿った取組が着実に実行されるよう、国に強く求めてまいります。</p>